

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則 福島県行政組織規則の一部を改正する規則 一
- 規則 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 規則 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例施行規則 一
- 規則 福島県障がい者差別解消調整委員会規則 一
- 規則 福島県選挙管理委員会規則 一
- 規則 福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程 五

## 規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例施行規則及び福島県障がい者差別解消調整委員会規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

### 福島県規則第八十一号

#### 福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二の表福島県精神保健福祉審議会の項の次に次のように加える。

福島県がん	がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の規定により定められた事項その他がん対策	保健福祉
対策推進審		部健康衛

福島県知事 内 堀 雅 雄

議会

の推進に関する事項の調査審議にすること。

生総室健  
康増進課  
又は地域  
医療課

### 附 則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

（行政経管課）

### 福島県規則第八十二号

#### 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成八年福島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第九中「及び第2種低層住居専用地域」を、「第2種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同表備考2中「並びに老人福祉法」を、「老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第77号）第2条第7項に規定する幼児発達型認定こども園」を加える。

別表第十中「滞在居地域」の次に「、田園住居地域」を加え、同表備考中「並びに老人福祉法」を、「老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼児発達型認定こども園」を加える。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（水・大気環境課）

### 福島県規則第八十三号

#### 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例施行規則（趣旨）

第一条 この規則は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例（平成三十年福島県条例第八十五号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（助言又はあっせんの申立て）

第二条 条例第十七条第一項の規定により助言又はあっせんの申立てをしようとする者は、助言（あっせん）申立書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。（身分証明書）

第三条 条例第十八条第四項の証明書は、様式第二号によるものとする。

（助言又はあっせんを行わない旨等の通知）

第四条 知事は、福島県障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）

から、条例第二十一条第四項の規定による助言又はあつせんを行わない旨の報告を受けたときは、第二条の申立書を提出した者（次項において「申立人」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

2 知事は、調整委員会から、条例第二十一条第四項の規定によるあつせんが終了し、又はあつせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、申立人及び障がいを理由とする差別をしたと認められる対象事案の当事者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

（公表の方法等）

**第五条** 条例第二十四条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の知事が適当と認める方法により、行うものとする。

一 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地）

二 勧告の内容

三 公表の原因となる事実

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

**附 則**

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 様式第1号（第2条関係）

## 助言（あっせん）申立書

年 月 日

福島県知事

申立者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例（平成30年福島県条例第85号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり助言（あっせん）を求めます。

## 1 障がいを理由とする差別を受けたとされる者

(1) 住所

(2) 氏名

## 2 障がいを理由とする差別をしたとされる者

(1) 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）

(2) 氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

## 3 対象事案の概要

## 4 求める助言（あっせん）の内容

## 5 その他参考となる事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

## 様式第2号（第3条関係）

(表)

第	号	身 分 証 明 書		
写 真		氏 名		
		生年月日	年	月 日生
上記の者は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例（平成30年福島県条例第85号）第18条第1項又は第2項に規定する調査を行う者であることを証明する。				
年		月	日	福島県知事 <input type="checkbox"/>

(裏)

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例（抜粋）

（事実の調査）

第18条 知事は、前条の規定による申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、相談員に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。

3 対象事案の当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前二項の調査に協力しなければならない。

4 第1項の調査を行う職員又は第2項の調査を行う相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

福島県規則第八十四号

福島県障がい者差別解消調整委員会規則

(障がい福祉課)

(趣旨)

第一条 この規則は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例(平成三十年福島県条例第八十五号)第二十二条の規定に基づき、福島県障がい者差別解消調整委員会(以下「調整委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第二条 調整委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、調整委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三条 調整委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された調整委員会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 委員長は、調整委員会の会議の議長となる。

3 調整委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 調整委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第四条 調整委員会は、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 専門委員会に専門委員長を置き、専門委員会に属する委員の互選により定める。

4 専門委員長は、専門委員会の事務を掌理する。

5 専門委員長に事故があるとき、又は専門委員長が欠けたときは、専門委員会に属する委員のうちから専門委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 調整委員会は、その定めるところにより、専門委員会の決議をもって調整委員会の決議とすることができる。

7 前条第一項本文及び第二項から第四項までの規定は、専門委員会に準用する。

(庶務)

第五条 調整委員会の庶務は、保健福祉部生活福祉総室障がい福祉課において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調整委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される調整委員会の会議は、第三条第一項本文の規定

にかかわらず、知事が招集する。

(障がい福祉課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百二十五号

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程(平成六年福島県選挙管理委員会告示第二十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号その二、様式第二号その二及び様式第三号その二中「**選挙区**」を「**選挙(選挙区)**」に改める。

様式第五号中「**選挙区**」を「**選挙(選挙区)**」に改め、同様式備考4(1)を次のように改める。

(1) 枚数

ア 福島県議会議員選挙の場合

16,000枚

イ 福島県知事選挙の場合

100,000枚+15,000枚×(福島県内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1)。ただし、300,000枚を超える場合にあつては、300,000枚

様式第七号その二中「**福島県知事選挙**」を「**選挙(選挙区)**」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年三月一日から施行する。